

おおさかさやまの 障がい児・者支援

みんなが 大切にされるまちって どんなまち



地域自立支援協議会の中で、障がい児の支援について検討する『こどもむすぶ会』皆で輪になって話し合います

市では、地域自立支援協議会を通して、地域に住んでいる障がい児・者が安心して過ごせるように、医療、福祉、教育など分野を超えた機関が連携し、話し合いを行っています。

障がいのある人が日々を自分らしく生きるために必要な支援、足りない社会資源は何かについて、それぞれの機関が抱える個別の課題をもとに、様々な視点から意見を出し合い、障がいがあってもなくても、だれもが安心して暮らせるまちづくりをめざしています。

問い合わせ 福祉グループ ☎ 366・0011

児童発達支援、 放課後等デイサービスとは？

障がい児の成長を促すために様々な角度から支援するサービスです。利用者のニーズは多種多様で、支援内容は創作、コミュニケーション訓練、運動療育など多岐に渡ります。

生活介護とは？

障がい者の生活能力向上のために創作や生産(軽作業)、外出、身体機能や必要な援助を行う通所型のサービスです。生活相談も行い、障がい者の生活の質の向上をめざします。

こどもむすぶ会では、障がい児を対象とした通所支援事業所が集まって、職員の資質向上を目的に研修などを実施しています。事業所同士が競合するのではなく、協力し合うことで、子どもたちへの支援の質が向上すると思います。利用者、家族、事業所、行政などが信頼関係をより強固にしていけたらと思います。

横のつながりを生かして
まち全体で支える体制に

障がいがあるから
できない、いけない
そんな環境や社会自体が
障がいだと思いませんか



単に何かを学ぶだけでは子どもたちの心に残りません。『あしあと』では、個々に合わせた療育目的を定め、一つひとつの活動、遊びを職員と共に行い、「楽しい」と感じるとともに新しい「できた」の体験の機会をつくり出します。

「障がいとは個性！」。しかしながら、その障がいによって生活しにくく、生きにくい社会。その社会が障がいへの偏見を捨て、次の時代の主役となる子どもたちの個性を生かせる環境をつくることで、子どもたちの笑顔あふれるまちづくりにつながると考えます。

「普通」とは何か？時代の流れによって変わりゆく「普通」とはわれわれ、一人ひとりが生きやすいまちづくりをめざしていきたいですね。

楽しみから学ぶ場所づくり
子どもたち一人ひとりが主役

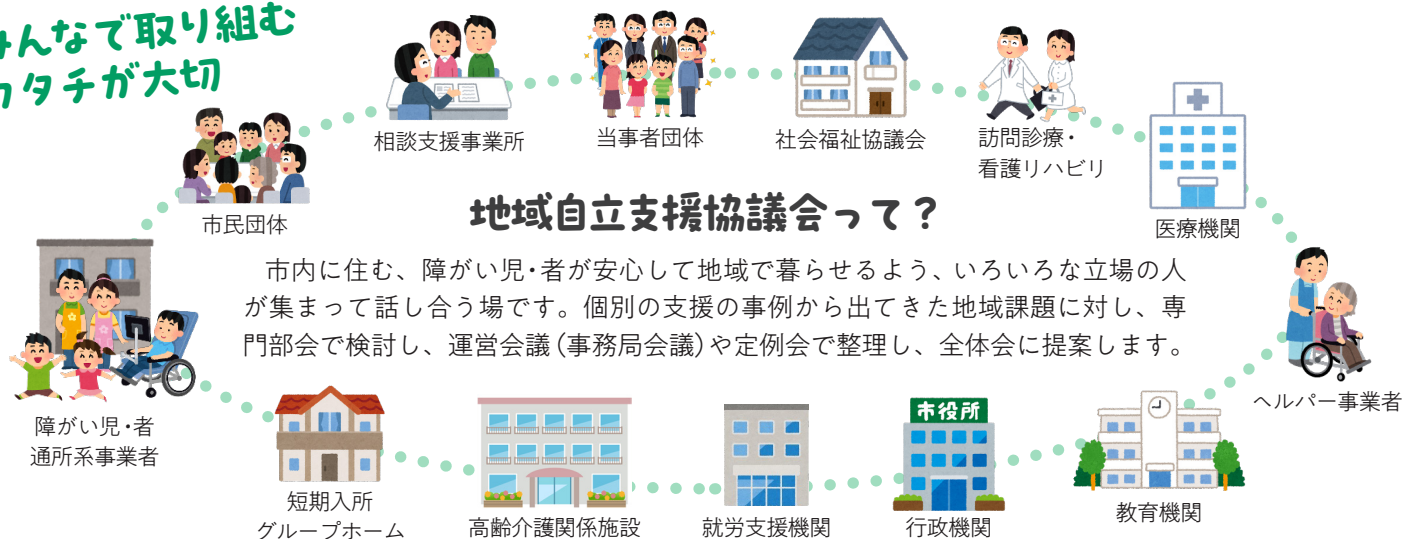


こどもむすぶ会 部会長
(障害児通所支援事業所部会)

筆坂 亮介さん

(株)フットステップ代表取締役
市内事業所「あしあと」、「あし
あとぶらいむ」

みんなで取り組む カタチが大切



地域自立支援協議会って？

市内に住む、障がい児・者が安心して地域で暮らせるよう、いろいろな立場の人が集まって話し合う場です。個別の支援の事例から出てきた地域課題に対し、専門部会で検討し、運営会議(事務局会議)や定例会で整理し、全体会に提案します。

専門部会

相談支援部会 こどもむすぶ会
医療的ケア部会 日中活動事業所部会
地域包括ケアシステム部会

広域のネットワーク

就労支援部会
(南河内南障害者就業・生活支援センター主催)
精神保健医療ネットワーク会議在宅療養部会
(富田林保健所主催)



日中活動事業所部会 部会長
若林 洋平さん
合同会社トゥルーポイント代表
市内事業所「生活介護パークス」、
「生活介護パークス西山台」

日中活動事業所部会では、障がい者を対象とした通所支援事業所が定期的に部会を開催しています。既に障がい福祉サービスを利用している人だけではなく、サービスにつながっていない人にも目を向け、地域に積極的にアピールできるように取り組みを共有したり、直接支援の現場で働く人同士がその仕事の意義を再確認したり、支援の質の向上に向けた意見交換をするなど多岐にわたるコミュニケーションの場となっています。こういった取り組みから支援についての連携の輪が広がって、より優しい居心地の良いまちになればと考えています。

コミュニケーションで 連携の輪を広げる

お互いに幸福になることを大切に
優しい、居心地の良いまちに

直接支援の現場では、「支援する人」「支援を受ける人」という立場の違いがどうしても生まれます。人はだれしも人に大切にされたいと感じています。意思の疎通が難しくても、制度の垣根を超えてお互いに幸福になることを大切にしています。障がいにかかわることを身近に感じない人もいるかもしれませんが、「ハンディがある人が生きやすいまちは、だれにとって生きやすいまち」だと思います。

『生活介護パークス』では、障がいのある人の個別支援計画をもとに、創作や生産(軽作業)、外出季節のイベント、入浴や身辺のケアなどを行っています。

支援する人と支援を受ける人の垣根を超える



子どもの発達、家族や周りで気になること、相談したいことはありませんか

●発達に不安がある子どもをどう育てたらいいのかわからない

●障がい福祉サービスの利用の仕方がわからない

障がいに関する福祉サービスや不安なことなど、ぜひ相談してください

障がい者(児)相談支援事業所による障がい者(児)相談/月～金曜日午前9時～午後5時30分

→ 基幹相談支援センター(身体・知的・精神・難病・障がい児) ☎365-1144・FAX368-9933、相談支援センターぱるぱる(身体・知的・難病・障がい児) ☎368-8666・FAX288-4511、地域活動支援センターいーず(精神) ☎・FAX367-0033